

鶴見川水系河川整備計画 (原案)の概要

河川法改正



河川整備基本方針策定



河川整備計画(原案)公表



河川整備計画(案)作成



河川整備計画決定・公表

河川整備計画とは

平成9年に河川法が改正され、河川整備の計画について、河川整備の基本となるべき方針に関する事項(河川整備基本方針)と具体的な河川整備計画に関する事項(河川整備計画)に区分し、河川整備計画策定にあたっては、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きを導入することとなりました。

河川整備計画とは、河川整備基本方針に沿って、計画的に河川の整備を進める区間について、具体的な整備の内容を定めるものです。
(河川法第16条の2)

鶴見川水系では、平成17年5月20日に河川整備基本方針を策定しております。

流域の皆様からの意見

学識経験者からの意見

流域自治体からの意見

鶴見川水系では、

流域内の河川管理者(国土交通省・東京都・神奈川県・横浜市)が共同して計画を策定します

皆様の意見を募集します。

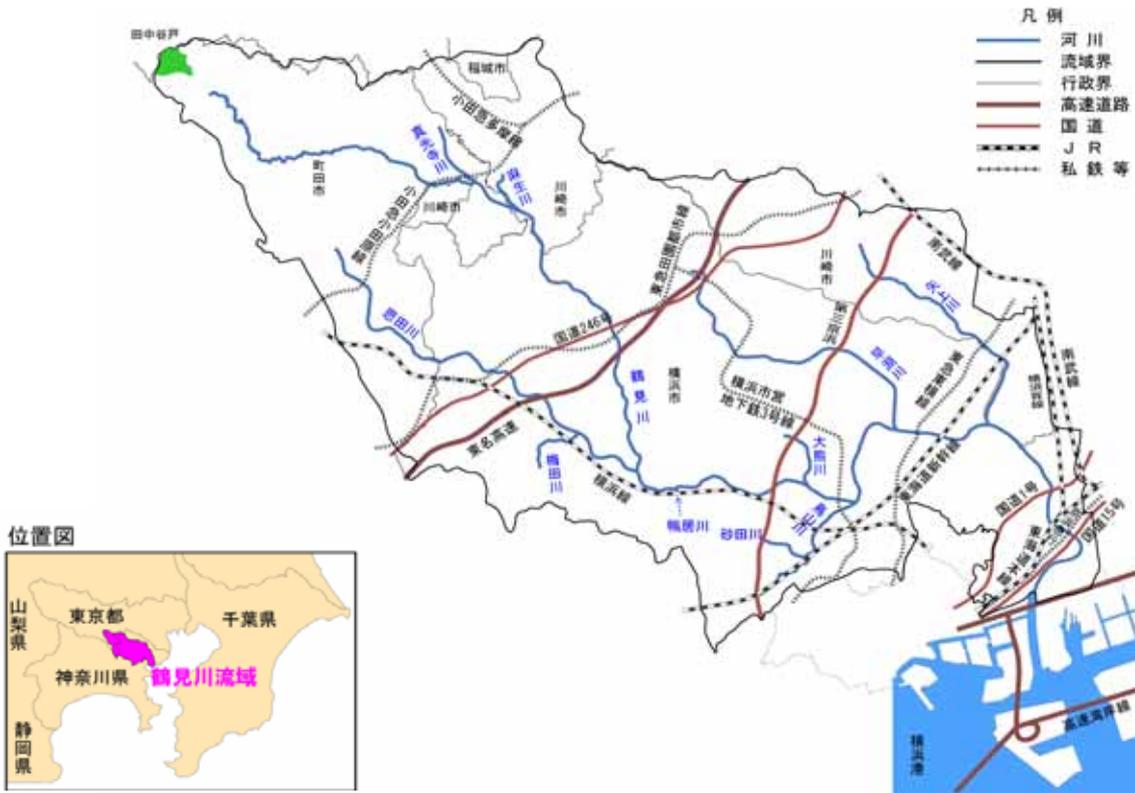
国土交通省関東地方整備局・東京都・神奈川県・横浜市

鶴見川流域とは？

鶴見川は約43kmの長さで235km²の流域面積を持つ一級河川です。その源は東京都町田市上小山田の多摩三浦丘陵を構成する谷戸群の一角（田中谷戸：標高約170m）にあり、東京湾に注いでいます。

鶴見川は多摩丘陵と下末吉台地の中を東に向かい、真光寺川、麻生川と合流します。恩田川と合流した後は沖積低地に入り、流れが緩やかになります。この周辺は横浜の市街地が広がっている地域です。鴨居川、大熊川と合流した後、鳥山川との合流地点では北に、早淵川との合流地点では東に、矢上川との合流地点では南東にと流れの向きが大きく変わります。そして、川崎市街地の西を流れ、京浜工業地帯に位置する河口に至ります。

鶴見川の支川には、他に恩田川と合流する梅田川、鳥山川と合流する砂田川があります。

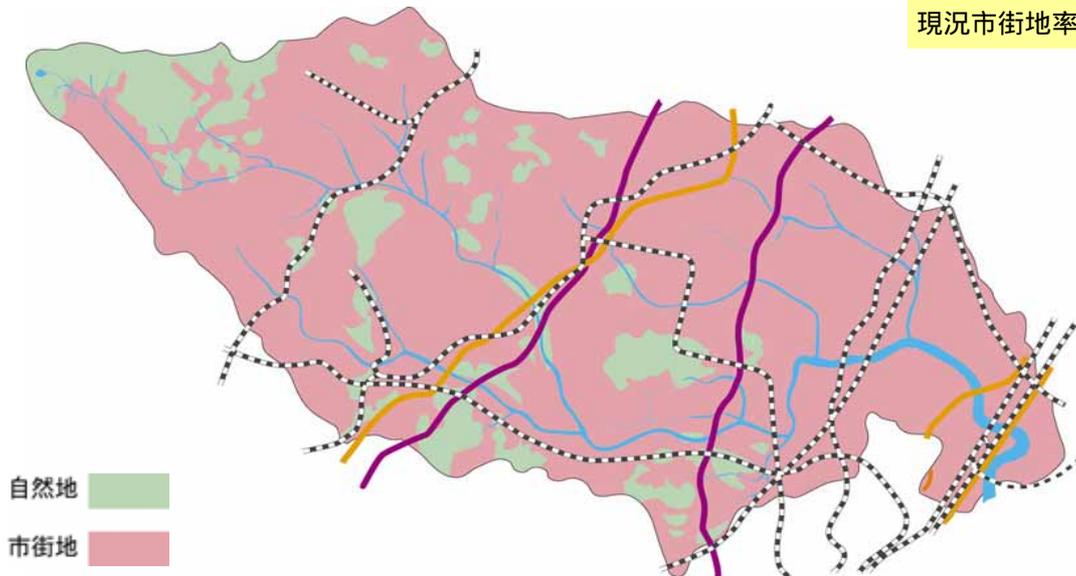


流域の特徴

流域には、首都東京と国際都市横浜の住宅域が、河口付近には日本産業の中核を支えてきた京浜工業地帯が広がり、首都圏における社会・経済・文化等の基盤を成しています。

鶴見川流域では、昭和30年代中頃から急激に市街化が進展し、森林などの緑豊かな自然環境が著しく減少し、地表がアスファルトに覆われたことなどによって、流域の保水・遊水機能が失われ、浸水被害の危険性が増大しました。

現況市街地率：約85%





源流泉の広場(町田市)

源・上流部は、源流域の良好な自然環境が残っている地域で、多様な水辺環境が残されており、アブラハヤやホトケドジョウなどの比較的清流を好む種が生息しています。



ホトケドジョウ

良好な自然環境が存在している箇所では、河川の蛇行を活かした川づくりとして現川を保全した整備や旧河川敷等を利用した緩傾斜護岸・ワンドを設置するなど、水辺に親しめる川づくりを行っています。



良好な河川環境(町田市)



鶴見川中流域

中流部は、川幅も広く、高水敷が形成されており、ヨシ・オギ群落が見られます。オオヨシキリやセッカなどが生息しているほか、ヨコハマナガゴミムシの国内唯一の生息地です。



ヨコハマナガゴミムシ

ワンドや親水空間としての河川整備を行っているほか、鶴見川多目的遊水地では、公園利用としての整備とともに、新たに良好な自然環境の整備も進めています。

また、広い高水敷を有する区間ではイベントなども開催されています。



高水敷を利用したイベント(横浜市)



鶴見川下流域

下流部は、住宅や事業所、商業施設が密集しており、臨海部の埋め立て地には京浜工業地帯が形成されています。

高水敷もなく、ほとんどが直立した護岸で整備されています。

河川整備計画の理念と目標

理 念

水循環系の健全化の視点から自然と共存する持続可能な流域社会の再生を目指します

目 標

洪水や高潮の危険から流域を守ります

以下の降雨により発生する洪水を安全に流せるようにします。

国土交通省管理区間

戦後最大降雨【昭和33年9月狩野川台風】（343mm/2日）

河口の高潮区間では、満潮時に伊勢湾台風規模の台風が襲来した場合に生じる高潮・波浪による災害の発生を防止します。

東京都・神奈川県・横浜市管理区間

概ね10年に1回発生する降雨（約60mm/h）



豊かで清らかな水環境を保全・創出します

人々や多様な生物でにぎわう、豊富な水量・良好な水質の川を目指します。

良好な河川環境及び生物多様性を保全・創出します

都市域に残る貴重な自然環境とのネットワーク化を目指し、水辺の多様な生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出します。

震災・火災時の危険から流域を守ります

大規模な地震・火災に備え、まちづくりと連携し、防災機能を備えた川づくりを図ります。

水辺のふれあい・交流を育む基盤をつくります

人と川とのふれあいを通じて、流域の水環境系や自然に関する理解が深まるよう、河川環境に配慮した身近な自然と触れ合える場を保全・創出します。

計画対象期間

計画対象期間は、概ね30年間とします。なお、川をとりまく状況の変化や社会状況の変化に応じて見直しを行います。

計画対象区間

本整備計画の対象区間は、鶴見川水系の一級河川とします。

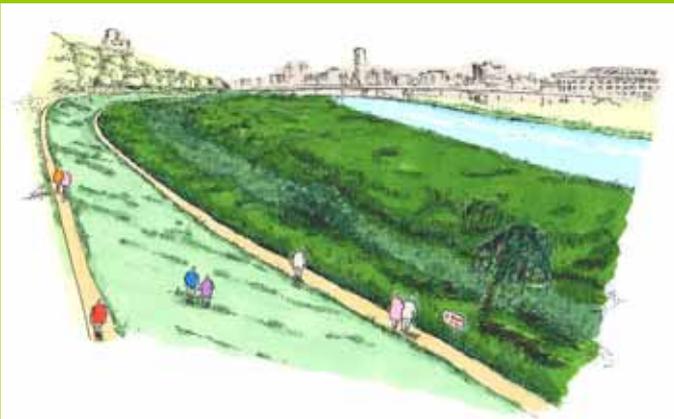
河川の整備について

● ゾーンの配置（利用目的に応じたゾーンの設定）

鶴見川の高水敷において、自然環境の保全・回復と秩序ある利用の促進を図るため、利用目的に応じたゾーンの配置を行い、ゾーンの特性に応じて適正に整備及び管理を行います。

自然保全・回復ゾーン

自然生態系の保全と回復を目指します。



自然利用ゾーン

自然環境と調和した利用を目指します。



広場利用ゾーン

スポーツ・レクリエーション等の利用を目指します。



半自然地ゾーン

当面現状のままとします。

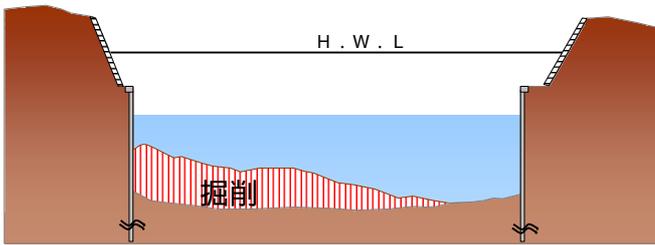


河川の整備(治水)

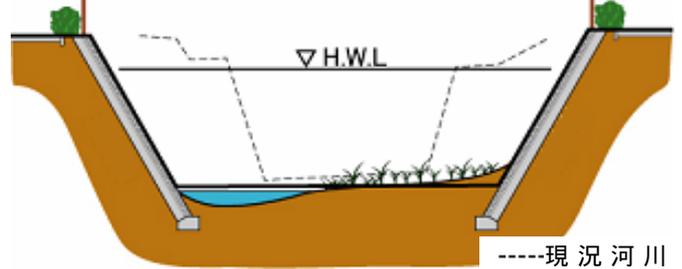
河道断面の確保対策

河道の断面が不足し、洪水を安全に流下できない区間において、河道の拡幅や掘削等を行います。

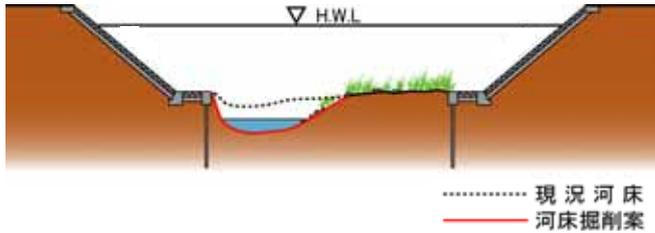
国土交通省管理区間(鶴見川)



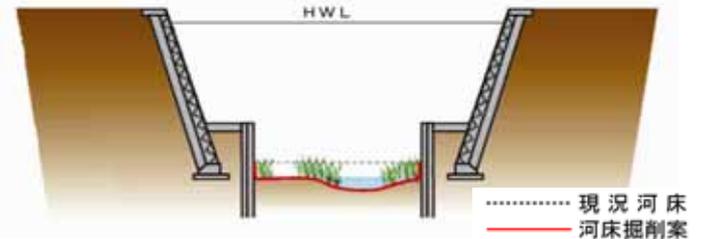
東京都管理区間(鶴見川)



神奈川県管理区間(早淵川)

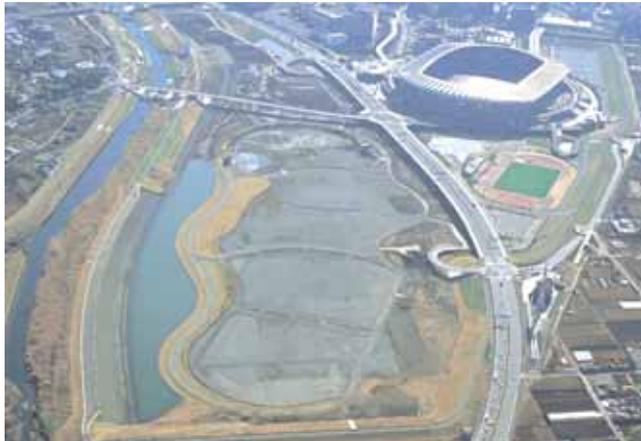


横浜市管理区間(鳥山川)

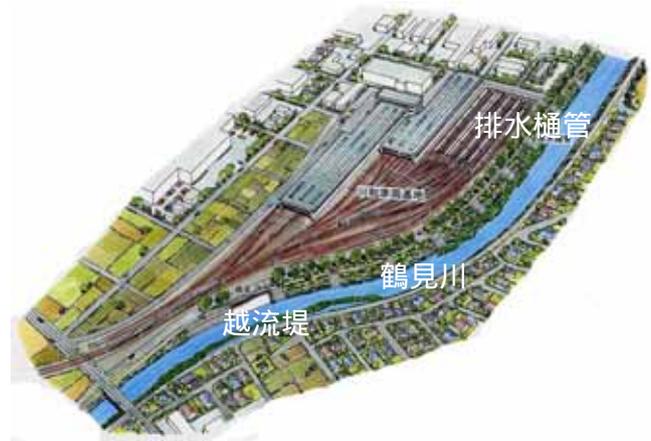


洪水調節施設

洪水時に河川の水を取り込み一時的に貯留し、下流部の負担及び洪水被害の軽減を図るため、遊水地等の洪水調節施設を整備します。



鶴見川多目的遊水地(鶴見川:国土交通省管理)



川和遊水地(鶴見川:神奈川県管理)

河川調整池

沿川の市街化が著しく、河道拡幅や洪水調節施設の整備が困難な箇所においては、流域から河道への流出を抑制し、河川の洪水流量を低減させる河川調整池を整備します。



河川調整池イメージ

防災対策

復旧資材の備蓄、出水時・震災時の活動や復旧活動の拠点となる防災拠点及び復旧資材の輸送ルート確保として緊急用道路・緊急用船着場の整備を行います。



防災拠点整備イメージ(鶴見川:国土交通省管理)

河川の整備(環境)

良好な河川環境及び生物多様性の保全・創出

鶴見川水系は、本川において源流、上流、中流、下流と河川環境が大きく違い、支川の状況もそれぞれ違うため、河川の状況に応じた良好な河川環境及び多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出します。



干潟の保全・創出



良好な河川環境の保全

水と緑のネットワーク形成

流域に残された緑地などを河川や水路、遊水地などの水域と結ぶ水と緑のネットワークの形成を図るため、河川の瀬や淵の形成、植生による木陰、魚類等の上下流への移動性に配慮し、河川環境の縦断的な連続性を確保するとともに、関係機関と連携し、河川に隣接する緑地と河川環境の生態的な連続性を確保します。



調節池のビオトープ化



護岸の緑化

人と川とのふれあいの場の確保

水辺の広場を確保し、利用目的に応じた整備を行うことにより、人々が水辺にふれあえる場及び交流を育む場を提供します。



水辺の広場

人々が水辺に近づき親しみ、楽しめる空間



川の一里塚

緑陰、案内板、ベンチ等を有した憩いの場

流域水害対策計画と河川整備計画の関係

鶴見川水系河川整備計画の策定にあたっては、特定都市河川浸水被害対策法に基づく鶴見川流域水害対策計画と同時に策定します。

流域水害対策計画とは、平成17年4月1日に鶴見川が特定都市河川に、その流域が特定都市河川流域に指定されたことにより、策定する計画です。

「河川整備計画」は河川管理者（国土交通省、東京都、神奈川県、横浜市）が河川の治水・利水・環境について定めるのに対して、「流域水害対策計画」は河川管理者・下水道管理者・地方公共団体（国土交通省、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、町田市、稲城市）が共同して、河川整備、下水道整備、流域対策について定める計画です。

鶴見川水系河川整備計画

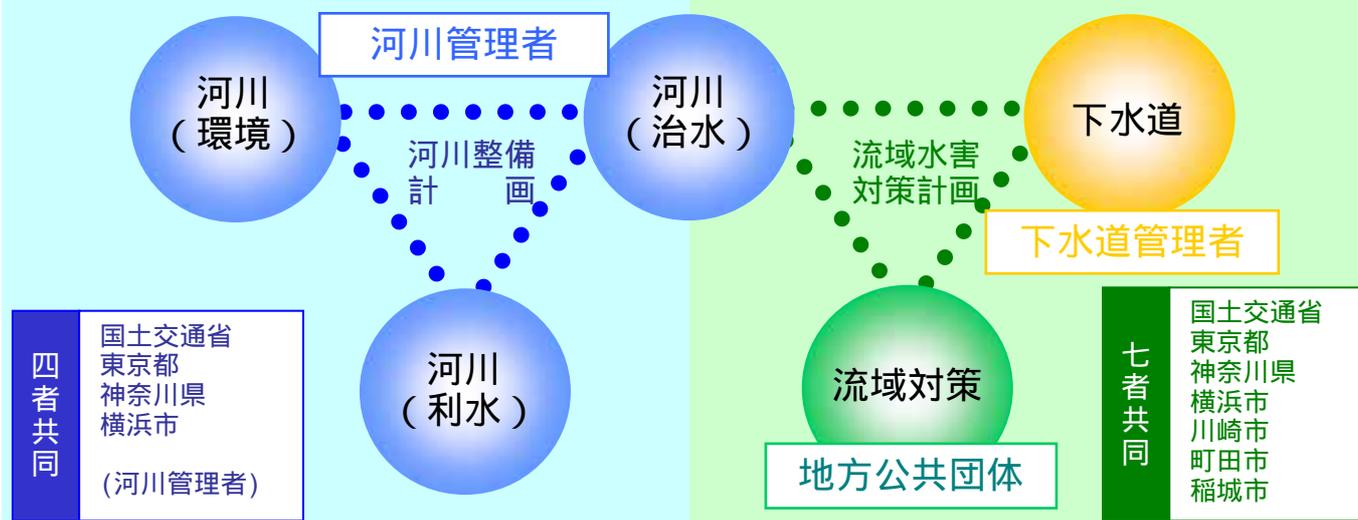
【河川法】

河川法の目的である「治水」「利水」「環境」が総合的に達成できるよう、今後の川づくりについて具体的に示すもので、河川管理者が策定します。

鶴見川流域水害対策計画

【特定都市河川浸水被害対策法】

流域の浸水被害を防止・軽減するため、「外水対策としての河川整備」、「内水対策としての下水道整備」、「流出抑制対策」を連携して行うため、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体が共同で策定します。



河川整備計画(原案)の内容をもっと知りたい方は

鶴見川水系河川整備計画(原案)は、下記の場所で閲覧できます。また下記日程で説明会を行います。計画についてご意見のある方は、閲覧期間中に下記提出先まで郵送、ファックス、メールにてお送り下さい。

閲覧期間：平成18年9月1日から10月2日まで 閲覧時間：午前9時から午後5時まで
(開庁日を除く)

京浜河川事務所、東京都庁、神奈川県庁、横浜市役所、川崎市役所、町田市役所(成瀬クリーンセンター)、稲城市役所、流域内の各区役所 その他流域内の公共施設、計24箇所で閲覧できます。

説明会
平成18年9月19日(火)19:00~21:00 港北公会堂(最寄駅:東急東横線大倉山駅)
平成18年9月20日(水)19:00~21:00 町田市民ホール(最寄駅:JR、小田急線町田駅)
平成18年9月21日(木)19:00~21:00 鶴見会館(最寄駅:JR鶴見駅)

また、国土交通省京浜河川事務所のホームページ(下記参照)でも鶴見川水系河川整備計画(原案)の公表と意見の募集をしています。なお、電話での意見は受付していません。ご了承下さい。

【意見提出及び問合せ先】

鶴見川流域水協議会(国土交通省関東地方整備局、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、町田市、稲城市)

代表事務局:国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 流域調整課

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

TEL:045-503-4009 FAX:045-503-4058

E-mail: keihia66@aa.ktr.mlit.go.jp <http://www.keihin.ktr.mlit.go.jp/tsurumi/project/plan/index.htm>